

放射性同位元素等規制法に基づき検査等の業務を行う 登録機関に対する立入検査結果（令和元年度）について

令和2年7月1日
原子力規制庁

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）に基づき検査等の業務を行う登録機関に対する令和元年度立入検査の実施結果について、「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領（平成25年7月3日原子力規制委員会決定）」（以下「立入検査実施要領」という。）^(参考) 8（2）に基づき、次のとおり報告する。

1 検査対象

現在、放射性同位元素等規制法に基づく登録機関は19機関ある。これらの機関に対する立入検査は、立入検査実施要領3に基づき、原則として、登録若しくは登録の更新又は直近の立入検査を行った日から概ね2年以内に実施することとしている。令和元年度においては13機関に対して立入検査を行った。（別紙1参照。例年の検査対象機関は10機関程度）

2 検査内容

登録機関の事務所に立ち入り、登録要件、登録業務の実施義務、業務規程等に示す項目について、関係者への質問及び帳簿、書類その他必要な物件の検査を行い、検査項目は、「登録認証機関等に対する立入検査ガイド（平成29年12月13日原子力規制委員会決定）」に定められたものとした。また、前回（平成30年度）立入検査の指摘事項に対する対応状況を確認した。

3 検査結果

主な立入検査結果は、別紙2のとおりであり、放射性同位元素等規制法第41条の10に規定する適合命令、同法第41条の11に規定する改善命令、同法第41条の12に規定する登録の取消し等に該当する事項は認められなかった。また、令和元年度立入検査の対象とした機関において、前回（平成30年度）立入検査の指摘事項については、改善がなされていた。

なお、上記に列記した法令上の措置に該当する事項ではないものの、一部の機関において改善が必要な事項が認められたことから、当該機関に対しその旨の文書を通知した。その改善措置等の対応状況については、今後の立入検査等において確認する。

放射性同位元素等規制法に基づく登録機関一覧

No.	登録区分	機関名	令和元年度 立入検査実施日 (前回実施年度)
1	登録認証機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (平成30年度)
2	登録検査機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (平成30年度)
3		株式会社 放射線管理研究所	令和2年1月23日~24日 (平成30年度)
4	登録定期確認機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	— (平成30年度)
5		株式会社 放射線管理研究所	令和2年1月23日~24日 (平成30年度)
6	登録運搬物確認機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	令和2年3月4日 (平成30年度)
7		株式会社 放射線管理研究所	— ※業務規程未認可
8	登録濃度確認機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	令和2年3月3日 (平成29年度)
9	登録試験機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	令和元年12月17日 (平成29年度)
10	登録資格講習機関	公益財団法人 原子力安全技術センター	令和2年3月3日 (平成29年度)
11		公益社団法人 日本アイソトープ協会	令和元年11月7日 (平成30年度)
12		国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	令和元年12月20日 (平成30年度)

No.	登録区分	機関名	令和元年度 立入検査実施日 (前回実施年度)
13		一般財団法人 電子科学研究所	令和2年1月30日~31日 (平成29年度)
14		一般財団法人 放射線利用振興協会	令和元年11月13日 (平成29年度)
15	登録放射線取扱主任者定期講習機関	公益社団法人 原子力安全技術センター	令和元年12月16日 (平成29年度)
16		公益社団法人 日本アイソトープ協会	— (平成30年度)
17		一般財団法人 電子科学研究所	令和2年1月30日~31日 (平成29年度)
18		公益社団法人 日本診療放射線技師会	令和元年12月12日 (平成29年度)
19	登録特定放射性同位元素 防護管理者定期講習機関	公益社団法人 原子力安全技術センター	— ※令和2年度から業務開始

登録機関に対する令和元年度の主な立入検査結果

1 登録検査機関／登録定期確認機関

(1) 株式会社放射線管理研究所

① 平成30年度立入検査結果のフォローアップ

ア 主な指摘事項

- ・ 検査員・確認員の力量等について、業務規程に規定すること
- ・ 業務の改善記録を適切に記載すること
- ・ 施設検査及び定期検査で指摘がなされるべき項目について見落としがあったため、業務規程に規定された実施要領に基づいた手順で行うこと
- ・ 確認省略について、実施要領上に条件を明確にすること

イ 指摘に対する対応状況

- ・ 上記指摘を踏まえた業務規程の変更、記録の改善、実施要領の変更が行われ、また、規程類に従って業務が実施されており、適切に対応されていた。

② 前回立入検査以降の業務に係る立入検査結果

- ・ 特段の指摘事項はなかった。

2 登録運搬物確認機関

(1) 公益財団法人原子力安全技術センター

① 平成30年度立入検査結果のフォローアップ

ア 主な指摘事項

- ・ 確認員の力量等に応じた教育訓練を実施すること
- ・ 発送前点検結果の申請者からの通知について合理化すること

イ 指摘に対する対応状況

- ・ 上記指摘を踏まえた措置を業務規程や実施要領に反映するための変更が行われ適切に対応されていた。

② 前回立入検査以降の業務に係る立入検査結果

- ・ 令和元年9月の改正法施行により追加された防護要件の確認について実施要領が変更され、9月以降、適切に行われていることを確認した。
- ・ その他についても特段の指摘事項はなかった。

3 登録試験機関

(1) 公益財団法人原子力安全技術センター

- ① 平成 30 年度立入検査結果のフォローアップ
(平成 30 年度立入検査の対象外)
- ② 前回立入検査以降の業務に係る立入検査結果
 - ・ 令和元年度に発生した、第 2 種放射線取扱主任者試験問題の誤りに関する対応状況について確認した。その結果、要因分析を行った上で、再発防止策が立案され、実施要領に反映していることを確認した。
 - ・ その他についても特段の指摘事項はなかった。

4 登録資格講習機関（登録放射線取扱主任者定期講習機関）

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- ① 平成 30 年度立入検査結果のフォローアップ
 - ア 主な指摘事項
 - ・ 業務の品質及び信頼性の維持、向上に関して着実な活動を実施すること
 - ・ 内部職員に対する受講料の扱いを明確にし、業務規程を変更すること
 - イ 指摘に対する対応状況
 - ・ 上記指摘を踏まえて設置された資格講習品質会議における業務の品質及び信頼性の維持、向上のための活動が適切に行われ、また、業務規程の変更が適切に行われていた。
- ② 前回立入検査以降の業務に係る立入検査結果
 - ・ 特段の指摘事項はなかった。

(2) 一般財団法人電子科学研究所

(登録資格講習機関及び登録放射線取扱主任者定期講習機関)

- ① 平成 30 年度立入検査結果のフォローアップ
(平成 30 年度立入検査の対象外)
- ② 前回立入検査以降の業務に係る立入検査結果
主な指摘事項は以下のとおり。
 - ・ 審査基準における「業務の信頼性を確保するため、継続的に業務の品質を維持し、改善するための体制、方法等を記載すること」に関し、アンケート調査や内部監査等のほか、業務上必要な知識の習得及び力量の維持向上に向けた取組が行われてい

るものの、こうした取組が組織として恒常的に行われることを担保するものとして、業務規程に明記されていないので明記すること

(3) 一般財団法人放射線利用振興協会

① 平成 30 年度立入検査結果のフォローアップ

(平成 30 年度立入検査の対象外)

② 前回立入検査以降の業務に係る立入検査結果

主な指摘事項は以下のとおり。

- ・ 審査基準における、「資格講習の実施方針、資格講習業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法を記載すること」に関し、
 - － その携わる者の職務及び組織について、全体が業務規程で必ずしも網羅されていない、
 - － 登録認証機関等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 37 号）第 101 条第 1 項の規定に基づき原子力規制委員会に対し資格講習結果の報告はなされているが、その報告手続が業務規程で明確になっていない、
 - － 資格講習に用いる教材の作成及び定期的な見直しについて、実際には行われているものの、その実施が業務規程で明確にされていない、
- ことから、これらを業務規程に明記すること

5 その他

以下の機関に関しては、特段の指摘事項等はなかった。

(1) 登録濃度確認機関

- ・ 公益財団法人原子力安全技術センター

(2) 登録資格講習機関

- ・ 公益財団法人原子力安全技術センター
- ・ 公益社団法人日本アイソトープ協会

(3) 登録放射線取扱主任者定期講習機関

- ・ 公益財団法人原子力安全技術センター
- ・ 公益社団法人日本診療放射線技師会

(参考)

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領（平成 25 年 7 月 3 日原子力規制委員会決定）（抜粋）

3. 実施時期

4. の年間計画において定めた時期その他必要な時期に実施する。ただし、登録認証機関等については、原則として、登録若しくは登録の更新又は直近の立入検査を行った日からおおむね2年以内に実施することとする。

8. 検査結果

(1) 許可届出使用者等

(略)

(2) 登録認証機関等

安全規制管理官（放射線規制担当）は、年度ごとに立入検査の結果を取りまとめ、原子力規制委員会に報告するとともに、ホームページ等において公表する。